

# 令和2年度

## 県内中小企業者等省力化促進事業 公募要領

《申請書受付期間》

令和2年10月5日（月）～11月4日（水）17:00まで

申請方法は、インターネットを利用した「電子申請」となります。

電子申請システムのページ <https://jgrants.go.jp/>

電子申請システムを利用するためには、事前に「G Biz ID プライムアカウント」の取得が必要です。「G Biz ID プライムアカウント」をお持ちでない事業者の方は、最初に G Biz ID の取得申請をお願いします。<https://gbiz-id.go.jp/top/>

《申請書類の入手方法》

申請書の様式は以下のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/063100/shouryokuka.html>

《お問い合わせ先》

商工観光労働部企業政策局産業技術政策課産業技術推進班

TEL:073-441-2355 FAX:073-432-0180

# 令和2年9月

# 和歌山県

## 1 趣旨・目的

本事業は、県内中小企業者等による事業の省力化の取組の促進を図るため、県内中小企業者等が行う省力化を実施するための設備導入を支援するための補助制度です。

## 2 補助対象事業者

県内に事業所を有する事業者で、次の（１）及び（２）のいずれも満たす者であること。

（１） 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和 52 年法律第 74 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者又は中小企業者と同等と認められる者（同条第 2 項に規定する大企業者に該当する者を除く。）であること。

（２） 次の（ア）から（キ）までのいずれにも該当しない者であること。

（ア）和歌山県暴力団排除条例（平成 23 年和歌山県条例第 23 号）第 2 条第 3 号の暴力団員等又は同条第 1 号の暴力団若しくは同条第 2 号の暴力団員と密接な関係を有する者

（イ）営業に関して必要な許認可等を取得していない者

（ウ）国、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 5 号に規定する公共法人

（エ）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業（店舗型性風俗特殊営業に限る。）に係る同条第 13 項に規定する「接客業務受託営業」を行う事業者

（オ）政党その他の政治団体

（カ）宗教上の組織又は団体

（キ）上記に掲げる者のほか、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

## 3 補助対象事業

補助事業者が行う業務の省力化のための設備を導入する事業であり、次の（１）から（３）までのいずれにも該当する事業であること。

（１）補助対象経費の総額が 30 万円以上であること。

（２）国の補助金及び県による他の補助金を充当しないものであること。

（３）この補助金の交付決定の日から交付決定年度の 3 月 20 日までの事業実施期間に、発注、納入、検収、支払等の全ての事業の手続がこの期間内に完了する事業であること。

## 4 補助対象経費

次の（１）及び（２）のいずれも満たす設備の導入に要する経費であること。

（１）経営強化法施行規則（平成 11 年通商産業省令第 74 号）第 16 条第 2 項第 1 号に規定する設備（以下「省力化設備」という。）であることが確認できるものであること。

※ 具体的な要件は、次のア及びイとなります。

ア 販売開始時期（設備区分毎に定められた期間内に販売された設備であること）及び、生産性向上指標（例：生産効率、精度、エネルギー効率等）に係る要件（年平均1%以上向上）を満たす設備

対象設備について

設備の種類	用途又は細目	販売開始時期
機械装置	全て （発電の用に供する設備にあつては、主として電気の販売を行うために取得等をするもの（経営力向上計画の実施時期のうちで発電した電気の販売を行う期間中の発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等）を除く。）	10年以内
工具	測定工具及び検査工具	5年以内
器具備品	全て （電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作をするものを除く。医療機器については、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。）	6年以内
建物附属設備	全て （医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。また、発電の用に供する設備にあつては、主として電気の販売を行うために取得等をするもの（経営力向上計画の実施時期のうちで発電した電気の販売を行う期間中の発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等）を除く。）	14年以内
ソフトウェア	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの	5年以内

イ アであることの工業会証明書を取得できるもの。（証明書の写しは完了検査までに取得して下さい）

（2）製作の後、事業の用に供されたことのない設備であること。

## 5 補助率等

- (1) 補助率：補助対象経費の5分の1以内
- (2) 補助上限：2,000万円

補助対象経費に補助率を乗じて得た額（ただし1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる）と、2,000万円とを比較して少ない方の額

## 6 申請について

申請は、経済産業省の補助金申請システム「J Grants」で受付しております。J Grantsホームページに記載の「【和歌山県】令和2年度中小企業等県内中小企業者等省力化促進補助金」の項目を選択し、提出してください。提出にあたっては、必ず事前に電子申請マニュアルを確認してください。

・電子申請にあたっては「G Biz ID」のアカウント取得と、「g Biz プライム」のアカウント取得が必要です。

（アカウント取得には申請書と印鑑証明書が必要のほか、申請から取得まで約2週間を要しますので、御留意ください。）

※jGrantsは、応募書類の提出までの手続きにおいてご利用いただけます。採択事業内示以降は紙での手続きとなります。

【J Grants ホームページアドレス】 <https://jgrants.go.jp>

【G Biz ID ホームページアドレス】 <https://gbiz-id.go.jp>

## 7 提出書類について

- ・提出書類は以下のとおりです。
  - ①省力化計画書（別記第1号様式）
  - ②導入予定設備の製品仕様書もしくはカタログのPDF
- ・申請様式は当課においてあります。また、県のホームページからダウンロード、確認ができます。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/063100/shouryokuka.html>

## 8 申請等に係る留意点について

- ・提出された書類は返却しません。
- ・補助対象経費の算定に当たっては、事業完了後の確定額と大きな差額が生じないように充分精査してください。
- ・補助対象となる事業が、国、県、その他の公的機関から既に補助金、助成金の交付又は支援を受けている場合、または今後受ける予定がある場合は、この事業の補助対象とはなりません。
- ・申請内容における個人情報等は本事業にのみ使用し、その他の目的に使用することはありません。問合せ先

## 9 申請～補助金交付決定までのスケジュール

- (1) 計画書提出期間：10月5日（月）～11月4日（水）
- (2) 審査：11月上旬～11月中旬
- (3) 採択決定：11月下旬
- (4) 交付決定：11月下旬頃

※スケジュールは都合により変更となる場合があります。

## 10 審査について

提出された省力化計画書等について、審査委員会による審査を実施し、事業目的に適うと認められる計画を選定します。

審査のポイントは主に以下の内容となります。

- ① 取り組もうとする省力化計画の妥当性、効率性
- ② 省力化に向けた他の取組の内容の妥当性
- ③ 労働生産性の向上見込みの妥当性、効率性、上昇度
- ④ 収支計画の妥当性